

公共工事発注機関 代表者 殿

新見労働基準監督署長

建設工事における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素より労働災害の防止、働き方改革を始めとする労働行政の推進につきまして、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新聞報道により既に御存知のことかもしれませんが、先日、新見労働基準監督署管内の河川護岸工事現場において、ダンプトラックが路肩から約 4 m 下の川底に転落し、運転していた作業者が死亡するという痛ましい災害が発生しています。

また、令和 4 年、新見労働基準監督署管内（新見市、高梁市、吉備中央町の内、旧賀陽町地域）においては、本件死亡災害の他にも、工事現場において、死亡災害につながりかねない災害や障害が残る災害も発生しております。

いずれの災害も作業開始前にリスクアセスメント、作業指示、作業管理等が適切に行われていれば未然に防げたものとなります。

年度末に向けて、完工時期となる工事が増加することで作業が輻輳し、災害が発生するリスクも高まります。

今般、管内の建設業関係団体等に対し、別添のとおり、建設工事における労働災害防止対策の徹底等について要請を行ったところですが、貴職におかれましても、建設業での死亡災害・休業災害の撲滅のため、発注及び工事施工に当たり、建設工事施工者に対し、実効あるリスクアセスメントの実施等、労働災害防止対策の徹底について御指導援助いただきますようお願い申し上げます。

併せてのお願いとなりますが、備北地域においては、少子高齢化による慢性的な人手不足が課題となっておりますが、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を發揮できる魅力ある職場づくりを目指す「働き方改革」に取り組むことで、従業員の意欲が向上し、労働生産性のアップや優秀な人材の確保職場への定着につながる効果が期待されますので、働き方改革の推進につきましても、引き続きご協力の程お願い申し上げます。

本件照会先

新見労働基準監督署

監督・安衛課 池田・伊藤

（電話 0867 - 72 - 1136）

別添

新基監発 1223 第 2 号
令和 4 年 12 月 23 日

建設業関係団体 代表者 殿

新見労働基準監督署長
(公 印 省 略)

会員事業場に対する緊急要請文の周知依頼について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新聞報道等により、既にご存じのことかもしれませんが、先日、新見労働基準監督署管内の河川護岸工事現場において、ダンプトラックが坂道の路肩から約 4 m 下の川底に転落し、運転していた作業者が死亡するという痛ましい災害が発生しています。

令和 4 年、新見労働基準監督署管内（新見市、高梁市、吉備中央町の内、旧賀陽町地域）では、本件死亡災害の他にも、建設工事現場において、死亡災害につながりかねない災害や障害が残る災害も発生しております。

年度末に向けて、完工時期となる工事が増加することで作業が輻輳し、災害が発生するリスクも高まります。

つきましては、貴団体会員事業場に対し、別紙「建設工事における労働災害防止について（緊急要請）」及び別添リーフレットを周知いただき、各事業場における安全衛生管理活動が活性化されますよう、ご配意のほどよろしくお願いたします。

| |
|---|
| 本件照会先 新見労働基準監督署 監督・安衛課 池田・伊藤 (電話 0867 - 72 - 1136) |
|---|

事業者 殿

新見労働基準監督署長
(公 印 省 略)

建設工事における労働災害防止について (緊急要請)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新聞報道等により、既にご存じのことかもしれませんが、先日、新見労働基準監督署管内の河川護岸工事現場において、ダンプトラックが坂道の路肩から約 4 m 下の川底に転落し、運転していた作業者が死亡するという痛ましい災害が発生しています。

令和 4 年、新見労働基準監督署管内 (新見市、高梁市、吉備中央町の内、旧賀陽町地域) では、本件死亡災害の他にも、建設工事現場において、死亡災害につながりかねない災害や障害が残る災害も発生しております。

年度末に向けて、完工時期となる工事が増加することで作業が輻輳し、災害が発生するリスクも高まります。

これ以上死亡災害等が発生することがないように、安全衛生活動を今一度総点検していただき、労使の皆様をはじめ、関係請負人が一体となって下記の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう要請いたします。

記

1. 計画・設計段階から、工事場所、使用する機械等の特性・能力等を踏まえて 安全な工法・作業方法、工程、作業配置等を決定し、工事関係者に周知すること。
なお、リスクを完全に排除できないことを認識し、残留リスクに対して必要な措置を講じること。
2. 作業指示、安全指示は具体的に行うこと。
3. 作業前の KY 活動は、原則として、実際の作業場所で行うこと。
4. 作業方法等の変更があった場合には、その都度、安全性を確認すること。
なお、変更した内容については、工事関係者に周知すること。
5. 安全教育・周知等に当たっては、講じるべき措置の方法だけでなく、その措置が必要な理由も含めて理解させること。
6. 経営トップ、会社の安全衛生担当者による現場の安全衛生パトロールの実施、実作業を行う作業者也参加したリスクアセスメントの実施等、全員参加での安全衛生活動を促進すること
7. 雇入れ時教育や職長教育、能力向上教育を計画的に実施すること。

本件照会先
新見労働基準監督署
監督・安衛課 池田・伊藤
(電話 0867 - 72 - 1136)

建設業の皆様へ

死亡災害が発生しています 現場の点検をお願いします

新見署管内の建設業者が施工する工事現場において死亡災害が発生しています。その他にも、障害が残る災害なども発生しています。年度末に向けて、完工時期となる工事が増加することで作業が輻輳し、災害が発生するリスクも高まります。今一度、現場の安全点検をお願いします。

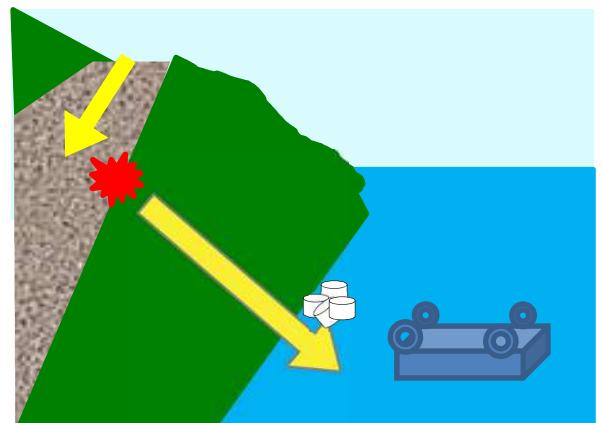
死亡災害事例

【災害事例1】トラックで坂道をバックで下る途中に転落

4tダンプトラックにフレコンバック5袋（内容物：土）を積載し、坂道（2.8m幅）をバックで下っていたところ、路肩から右後輪が脱輪して坂道から転落し、約4m下の川底でひっくり返った形で止まった。

同種災害を防ぐためには

- (1) 車両系建設機械、車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、作業現場の地形・地質等の状況、使用する機械の能力等に適応した作業計画を定めること。
- (2) 谷となる路肩及び傾斜地等において、機械の転落等の危険がある場合は、誘導者を配置し、その者に誘導させる等の危険防止措置を講ずること。
- (3) 作業計画を関係作業者に周知するとともに、作業計画に基づき作業するよう徹底すること。



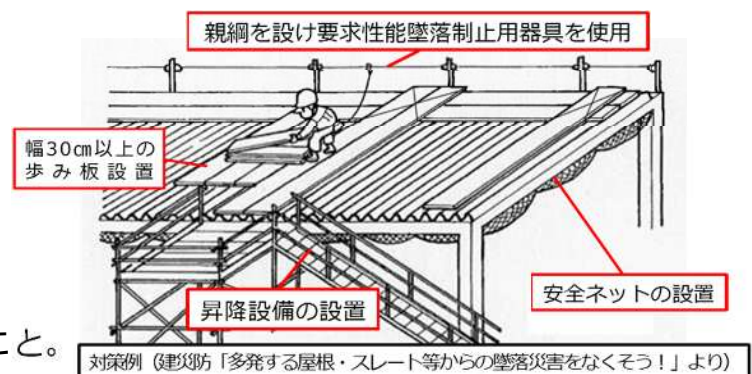
注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

【災害事例2】工場建屋の屋根を踏み抜いて約8m下に墜落

工場建屋の屋根の雨漏補修工事において、屋根上で積もった土埃等を除去していた作業者が樹脂製波板とスレートの重ね合わせ部分を踏み抜いて約8mの工場床面に墜落した。

同種災害を防ぐためには

- (1) 屋根等の高所作業では、作業内容、作業範囲を明確に示した作業計画を作成するとともに、危険箇所への立入禁止措置や踏み抜きによる墜落防止措置をあらかじめ講じるよう定めた作業手順書を作成すること。
- (2) スレート等、踏み抜きによる危険のおそれがある場所で作業を行う場合は「歩み板」を設けること。また、防網を張り、親綱を設置して安全帯を使用させる方法で、踏み抜き防止のための措置を講ずること。
- (3) 具体的に、作業指示・安全指示を行うこと。



死亡災害の他にも休業災害が発生しています

(1) 災害復旧工事での落石災害

落石防護施設復旧工事において、上部の地山から落石があり、斜面にて作業中の作業者に激突した。

落石警戒のために作業場所の上部に配置した作業員が落石に気付き、周辺の作業員に身構えるよう警告したが、周辺は草木が茂り、落石を目視できず、退避することができなかった。

(2) 伐木作業中にかかり木が激突

稲田の水害復旧工事において、隣接する松林から立木を伐採中、かかり木となり、かかれた木をかかり木ごと倒そうとしていたところ、かかり木が外れて、付近で別作業をしていた被災者に激突した。

(3) 擁護壁工事での転落災害

擁護壁工事において、型枠組み立て後、コンクリートを打つ準備で水を撒き、移動しようとしていたところ、足元の型枠につまずき、約1.5m下の道路に転落した。

<注意>高さ2m未満の墜落・転落災害が増加しています。数か月も休業が必要なものもあります。油断せずに対策を

(4) 下水道工事ではさまれ災害

下水道工事において、土止め支保工建込中、矢板をドラグショベルで押し込んだ際に、矢板の下部で掘削作業をしていた被災者の右足の小指付け根部をはさんだ。

建込作業開始にあたり、人払い、被災者への合図・声掛け等はされていなかった。

事業場全体で災害防止に取り組みましょう

- ☑ 工事着手前に、工事する場所、使用する機械の特性・能力等を踏まえて安全な作業方法、作業配置等を決め、工事関係者に周知しましょう。
- ☑ 雇入れ時教育や職長教育、能力向上教育を実施しましょう。
- ☑ 毎朝の作業指示、安全指示は具体的に行いましょう。
- ☑ KY活動は、実際の作業場所で行いましょう。
- ☑ 作業方法等の変更があった場合には、安全性を確認した上で、工事関係者に周知しましょう。
- ☑ 現場の安全管理を現場責任者任せにせず、経営トップ、会社の安全衛生担当者も現場で管理状況の確認をしましょう。



参考

関連情報が掲載されていますので、安全対策を講じる際の参考にしてください。

厚生労働省HP

「建設業における安全対策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439.html>

労働安全衛生法令（建設安全）の改正関連情報や通達・事務連絡等、参考リーフレット等の情報を掲載しています。



厚生労働省HP「職場のあんぜんサイト」

「安全衛生ビデオ」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/anzenvideo.html>

建設現場の作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）を動画により視聴いただけます。社内教育にご活用ください。



災害復旧工事における労働災害防止について ～作業者の安全確保はできていますか？～

災害復旧工事については、崩壊等による地盤の緩みや落石が生じたり、施工が困難な箇所での作業を余技なくされるなど、通常の建設工事と比べても、作業の安全を確保することが難しい面があります。

これから台風シーズンを迎えますが、土石流災害の発生や地盤の緩み等による土砂崩壊災害、落石災害の発生が懸念されます。

今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、次にお示しする事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

管内における災害事例

【事例】落石防護施設復旧工事中の落石災害

【概要】令和4年6月発生。休業災害。

落石防護施設復旧工事において、工事箇所上部の地山から落石があり、斜面にて作業中の作業者の首に激突した。

作業箇所上部に配置した見張りが落石の気配を感じて、身構えるよう指示したが、周辺は草木が茂り、落石を目で確認することができず、退避することができなかった。

【新見署からのお願い】

落石災害を防ぐ工事ということは、落石が発生する危険性が非常に高い場所となります。

工事施工にあたっては、**現場の落石履歴や発注者が保有する点検記録等の確認**や、**更なる落石の危険性の有無等の現地調査**を行った上で、落石災害防止を重点対策とした**作業計画を策定**した上で、作業を行いましょ。

現場の状況は変化しますので、それに合わせて**作業計画の見直し**を行いましょ。



【地山の崩壊等による危険の防止】

労働安全衛生規則第534条

事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、**落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。**
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】

地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインを参考に、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図りましょ。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインはこちら ⇒



【ロープ高所作業を行う場合】

「ロープ高所作業」※を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが必要です。

※高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く。)

ロープ高所作業についての規定、通達、リーフレットはこちら ⇒



災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

土砂崩壊災害防止対策

- 1.地山の掘削時、安衛則 355 条に基づき、作業箇所や地山状況の事前調査を確実に行うこと。
- 2.1 の調査結果を踏まえ、調査に基づき作業計画を策定し、当該計画に基づき作業を行うこと。
- 3.安衛則 358 条の点検者を指名し、頻繁に点検を行うこと。地山の監視者を配置すること。
- 4.土砂崩壊のおそれがあるときは、安衛則 361 条に基づき土止め支保工を設けること。
- 5.「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（表面参照）」の順守を図ること。
- 6.掘削を伴わない場合でも、1～5に準じた調査、点検、土砂崩壊防止措置を講じること。

土石流災害防止対策

1. 安衛則 575 条の 9 に基づき、上流の河川の状況を十分調査すること。
- 2.土石流早期発見のため、必要に応じて警戒雨量基準や作業中止降雨基準の見直すこと。
- 3.安衛則 575 条の 14 及び 15 に基づき、警報・避難設備の点検ほか、その方法を周知すること。

がれき処理作業時の安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

1. 短期作業となるものの、当日の作業内容、安全上のルールについて綿密な打合せを行うこと。
2. 保護帽、安全靴（踏抜き防止）、手袋（切創防止）など、作業に適したものを選定すること。
3. がれき等への石綿含有確認を行い、その結果に基づき適正な呼吸用保護具を使用すること。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- 1.安衛則 155 条に基づき、確実に作業計画を作成し、当該計画に基づく作業の徹底を図ること。
 - 2.安衛則 157 条に基づき、路肩の崩壊防止や幅員の保持等、重機の転倒防止措置を図ること。
 - 3.安衛則 158 条に基づき、危険範囲への立入禁止、誘導者の配置等、重機と作業員との接触防止措置を図ること。
 - 4.車両系建設機械の運転については、必ず必要な運転資格を有する者に行わせること。
- ※当該項目は、車両系建設機械を使用する全ての作業において準用する。



建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

- 1.STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを展開し、WBGT値の把握と管理を行うこと。
2. 厚生労働省が示す「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」に基づき、マスクの正しい選び方と使い方の徹底を図ること。

厚生労働省リーフレット「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」(PDF:532KB)
[はこちら⇒](#)



参考

関連情報を以下のHPに掲載しておりますので参考にしてください。

岡山労働局独自リーフレット「災害復旧関連工事を行う際の留意事項～事業者の皆様へ」(PDF:388KB)

平成30年7月豪雨により岡山県下は大規模な被害を受けました。

当時、浸水被害を受けた住宅等の公費解体工事等様々な災害復旧工事が行われており、災害復旧工事における労働災害の発生を防ぐ目的で作成したリーフレットとなります。併せて、ご確認ください。



伐木作業を行う林業、建設業等の事業場の皆様へ

伐木作業中の死亡災害・ 重篤災害が発生しています

伐木作業等については、木材伐出業等の林業事業場だけでなく、支障木の撤去等で、建設業、農業、ゴルフ場等の事業場においても行われていますが、労働災害が発生する頻度が高く、災害が発生した場合には被災の程度が重篤になりやすい傾向があります。

当署管内におきましても、令和4年に入り、2月に死亡災害（木材伐出業）、3月に重篤災害（土木工事業）が発生しています。ひとたび労働災害が発生すると、労働者の生命がおびやかされることのみならず、労働者の家族や事業場にも多大な不利益を被ることとなります。

労働安全衛生法に基づく危険防止措置を徹底させるとともに、雇入時の安全衛生教育の充実や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等による安全作業に関する指導、木材伐出機械等に係る労働災害防止に努めてください。

災害事例

【災害事例1】雑木を伐採中、木が裂けて、折れた木が激突

被災時、被災労働者は谷側へ大きく枝を張った偏心木（樹種：アベマキ、樹高：約20m、伐根直径：46cm）をチェーンソーを使って、追い口切りにて伐倒していた。谷側を伐倒方向として受け口を切り、次に追い口を切っていた。幹の約半分程度まで切ったところで、幹が縦方向に約6m裂け上がり、裂けた立木が跳ね落ちてきて被災労働者に激突した。

裂け防止措置等の対策は講じられていなかった。

災害発生原因

- (1) 作業方法が不適切であったこと
避けやすい樹種、かつ偏心木にもかかわらず谷方向へ伐倒したこと。
裂け防止措置や受け口を切った後の芯切りを行わなかったこと。
不適切な受け口、追い口による伐倒であったこと。
- (2) 作業計画が不十分で退避場所・退避ルートが確保されていなかったこと。
- (3) 被災者は林業現場での実作業経験が浅く、作業に不慣れであったこと。

再発防止

- (1) 伐採に際しては、伐採する木の傾き具合などの形状や周囲の状態などに配慮した適切な作業方法を定め、それに基づき作業を実施すること。
- (2) 退避場所を確保すること
伐採に際しては、退避場所の確保を確実に行う。
- (3) 安全衛生教育を実施すること
労働者に対し、伐採方法、退避方法、作業の危険性などについて、安全教育を計画的に実施する。また、作業に当たっては、労働者の技能を考慮して行う。



注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

(参考)

偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、「追いづる切り」が安全に伐倒する方法として有効です。

追い口を切るとき、受け口の反対側となる部分の幹は切らず、突っ込み切りにより側面からチェーンソーを水平に深く入れますが、突っ込み切りの際には、チェーンソーのバー先端部上側が立木に触れるとキックバックするおそれがありますので注意しましょう。

【災害事例2】かかり木のかかった木を伐倒中、かかり木が落下し、近くで別作業していた作業者を直撃

山間にある田の水害復旧工事において、地中杭として使用するため、脇にある桧林から立木を伐採していたところ、伐倒した木がかかり木となり、かかられた木をかかり木ごと倒そうとし、かかられた木をチェーンソーにて切っていたところ、かかられた木が倒れる前にかかり木が外れて、付近で別作業をしていた被災労働者に激突したもの。

災害発生原因

- (1) 不適切な受け口、追い口であったため、伐木が異なる方向に倒れ、かかり木となったこと。
- (2) かかり木を外さないで、そのまま、かかられた木を伐倒したこと。
- (3) 立入禁止の範囲に別作業の作業者がいたこと。

再発防止

- (1) 適切な受け口・追い口を作ること、伐倒した木がかかり木とならないよう、付近の木の枝木、「つる」等を除去しておくこと等について徹底しておくこと。
- (2) 禁止されている浴びせ倒し等ではなく、適切なかかり木処理を行うこと。
- (3) 伐倒前の合図、退避確認の徹底

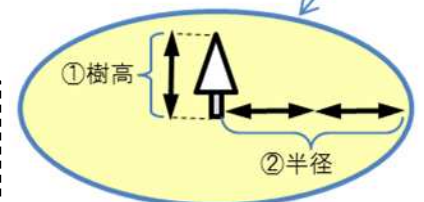
(注意)

放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことが義務付けられています。やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。



注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



(図)立入禁止の範囲

参考

参考に関連情報が提供されているHP等をご紹介します。
安全対策を講じる際の参考にしてください。

厚生労働省HP

「伐木作業・林業における安全対策」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 伐木作業・林業における安全

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」をご確認ください。



【参考】林野庁HP

森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり

ホーム > 分野別情報 > 森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html>

チェーンソーの操作技能基本トレーニングテキストがダウンロードできます。



【参考】広島県HP

林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ」

トップページ > 組織でさがす > 農林水産局 > 林業課 > 林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/ringyo-anzen-yakudachi.html>

年間安全衛生計画・作業手順書・作業計画の見本、安全衛生管理チェックシート等あり



2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

今こそ、働き方改革に取り組みましょう

働き方改革とは、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を發揮できる魅力ある職場づくりを目指すものです。

魅力ある職場づくりに取り組むことで、従業員の意欲が向上し、労働生産性のアップや優秀な人材の確保職場への定着につながります。

働き方改革の必要性について

備北地区でも重要課題です。

我が国は今、急速に少子高齢化が進んでおり、労働力人口の減少が見込まれています。

経済を持続的に発展させるためには、働きたいと希望する全ての方が活躍できるようにするとともに、働く人一人ひとりの生産性を高めていくことが不可欠です。

働く現場ではさまざまな問題があります。例えば、

「長時間労働」

長時間労働は、健康の確保を困難にします。
また、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因ともなります。

「正規・非正規の不合理な処遇の差」

正規・非正規労働者の間に不合理な処遇の差があると、非正規労働者は正当な処遇がなされていないという気持ちとなり、頑張ろうという意欲をなくしてしまいます。

これらを見直していこうというのが「働き方改革」です。

長時間労働を是正すると、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつきます。時間当たりどれだけの成果をあげるかに意識が向かい、労働生産性向上につながります。

正規と非正規の理由なき処遇の差を埋めていくと、働く人の頑張ろうという意欲を引き出すことができ、それによって労働生産性の向上が期待できます。

働き方改革に向けた各種支援の活用

岡山労働局雇用環境・均等室

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

〒700-8611
岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
TEL 086-225-2017



岡山働き方改革推進支援センター

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題について、労務管理等の専門家による個別相談、事業主向けセミナーの実施などの支援を行います。

【受託会社：株式会社タスクールPlus】
〒700-0985 岡山市北区厚生町3丁目1番15号
岡山商工会ビル8階801号室
フリーダイヤル：0120-947-188



中小企業だからこそ、取り組み易く、効果も大きくなります。

コロナ禍だからこそ

働き方改革に関連する助成金も取り扱っています。

◆岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団
〒701-1221
岡山県岡山市北区芳賀5301
TEL 086-206-2180



改正法令、各種支援、助成金制度等詳細についてはこちらをご覧ください



「働き方改革」の実現に向けて
(厚生労働省HP)



働き方改革について
(岡山労働局HP)



最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会の合意（下記参照）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、政府一体となって取組を開始することとされました。

政府としては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行っており、労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。

つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合ってくださいなどとして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の詳細については、こちらのリンク先の別紙2をご覧ください。



パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

各省庁における取組については、こちらをご参照ください。



厚生労働省における中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、中小企業に対する以下の支援を実施しています。

専門家派遣・相談等支援事業【ワン・ストップ＆無料の相談・支援体制を整備】

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

業務改善助成金【中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援】

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)【業種別団体の賃金底上げのための取組を支援】

業種別の事業主団体が、業界全体として傘下企業の生産性向上と労働者の賃金引上げを目的とした、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などの取組に対して助成をします。

業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子や中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルも作成しておりますので、参考にしてみてください。

各種支援の詳細、生産性向上の事例集、支援施策紹介マニュアルについてはこちらをご覧ください

厚生労働省HP

「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」



最低賃金制度の概要、最低賃金額等についてはこちらをご覧ください

厚生労働省HP

「賃金（賃金引上げ、労働生産性向上）」

特設サイト

「必ずチェック最低賃金」



建設事業者のみなさまへ

働き方改革関連法の施行に伴い、平成31年4月から時間外労働の上限規制が導入され、令和2年4月1日から中小企業に対しても適用されているところです。

建設事業者に関しては、その適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されており、この猶予期間中に、時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要となります。

時間外労働の上限規制

改正内容等、詳細はこちらをご覧ください



厚生労働省HP
働き方改革特設サイト
時間外労働の上限規制



- 労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

猶予期間中の様式は「第9号の4」

上限規制に対応できる場合は、
様式第9号（一般条項）
様式第9号の2（特別条項）
によって提出することができます。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間 及び **1週40時間**

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

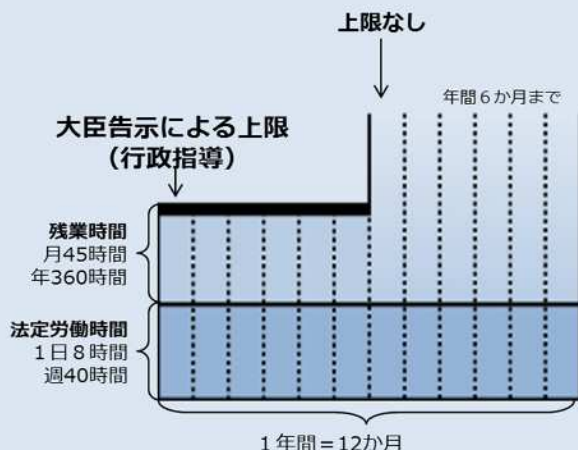
- 改正前までは、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準(大臣告示)は適用除外とされていましたが、**令和6年（2024年）4月1日以降**、時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることができなくなります。
- また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。
 - ▽ 時間外労働が年720時間以内
 - ◎ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ◎ 時間外労働と休日労働の合計が複数月（2～6か月）平均80時間以内
 - ◎ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで

2024年4月1日
から

(改正前)

法律上は、時間外労働に上限なし。

(行政指導のみ)



(改正後)

法律で時間外労働の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなる。

法律による上限(例外)

- ※ 臨時的な特別の事情がある場合 年間6か月まで
- ・ 時間外 年720時間以内
- ・ 時間外+休日 複数月平均80時間以内
- ・ 時間外+休日 月100時間未満

法律による上限(原則)

残業時間(原則)
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間

1年間=12か月

建設業においては、例外規定があります。

- ・災害時の復旧・復興の事業を除き、上限規制が全て適用されます。
- ・災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
時間外労働と休日労働の合計が複数月（2～6か月）平均80時間以内とする規制は適用されません。

2023年4月1日
から

月60時間を超える残業の割増賃金率が上がります。

令和5年（2023年）4月1日から、月60時間を超える残業は、割増賃金率が上がります。

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は20%
中小企業は25%

| | 1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間 | |
|------|---------------------------------------|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 25% |

(改正後) 2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

| | 1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間 | |
|------|---------------------------------------|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 50% |

上限規制適用業種（建設事業・自動車運転者・医師）については、上限規制が適用となる1年前に割増賃金率の猶予措置が廃止となるため注意が必要です！

ご相談・お問い合わせ先



改正法に円滑に対応するために「働き方改革推進支援助成金」や「岡山働き方改革推進支援センター」、「岡山県よろず支援拠点」等の各種支援、相談窓口を活用しましょう。

働き方改革推進支援助成金

時間外労働等の改善を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労働能率増進に資する設備、労務管理用機器等の導入を実施した中小企業事業主に、その取組に要した費用の一部を助成します。

内容

労働時間短縮・年休促進支援コース
勤務間インターバル導入コース
労働時間適正管理推進コース
団体推進コース

詳細は
こちら  厚生労働省HP
労働時間等の
設定の改善 


問い合わせ先
雇用環境・均等室
TEL :086-224-7639

岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の上昇拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団


〒701-1221
岡山県岡山市北区芳賀5301
TEL 086-206-2180 


岡山働き方改革推進支援センター


社会保険労務士による支援が受けられます。

〒700-0985
岡山市北区厚生町3丁目1番15号
岡山商工会ビル 8階 801号室
フリーダイヤル：0120-947-188
営業時間：9：00～17：00（土日祝日を除く） 

改正法令、各種支援、助成金制度等
詳細についてはこちらをご覧ください

「働き方改革」の
実現に向けて
(厚生労働省HP) 

働き方改革について
(岡山労働局HP) 

「最低賃金引上げ」に向け
た中小企業・小規模
事業者への支援事
業(厚生労働省HP) 

賃金（賃金引上げ、
労働生産性向上）
(厚生労働省HP) 